

平成26年度アーツ前橋機関誌編集・デザイン業務等に係る 公募型プロポーザル実施要領

平成26年度アーツ前橋機関誌の編集・デザイン等業務の企画提案を募集します。

1 業務の目的

アーツ前橋機関誌については、本館の概要や様々な活動を広く周知することにより、本館への深い興味を持ってもらうとともに、イメージアップによる来館者の増加を目的として発行するものです。

そのため、その掲載記事の構成やデザインについては、独創的で洗練されたものであることが好ましいため、広く企画提案を募集します。

2 業務の概要

編集、撮影、取材、デザイン

①機関誌の仕様については、次のとおりとします。B4サイズ／4ページ タブロイド形式 両面4色刷

②タイトルロゴについては、平成26年3月31日にアーツ前橋が発行した「&Arts」第0号で使用したものと同一ものを使用することにし、データはアーツ前橋が提供します。

③中面（2～3ページ）については、アーツ前橋の建築やデザインを主題とし、主な受賞歴についても情報を掲載することとしてください。

④制作に係る原稿、写真及び関係する資料の一部については、アーツ前橋が提供します。

3 予算額

金216,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 履行期間

契約締結日から平成27年2月28日（土）まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 法人税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市への入札参加の制限を

受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	平成26年12月19日（金）
質問受付期間	平成26年12月19日～平成27年1月14日
企画提案書受付期限	平成27年 1月16日（金）午後5時必着

7 質問受付

質問票（様式3）により、FAX又はE-mailで提出してください。電話等による口頭での質問はお受けできません。また、質問票送信後は、電話連絡による受信確認を行ってください。

受付期間	平成26年12月19日（金）～平成27年1月14日（水）
提出先	下記に記載のとおり
質問に対する回答	平成27年1月15日（木）の正午までに回答することとし、質問及び回答内容は市のホームページに掲載します。

8 応募の手続き

関係書類を以下のとおり提出してください。

- ① 提出書類 応募申請書（様式1）、企画提案書（様式2）、団体概要書（様式3）
- ② 受付期間 平成26年12月19日（金）～平成27年1月16日（金）午後5時必着
- ③ 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留等）
- ④ 部数 3部
- ⑤ その他

提出された書類の取扱いについては、以下のとおりとなります。

- ・提出された書類等は、これを書換え、差し替え又は撤回することはできません。
- ・提出された書類等の返却はできません。
- ・市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業

者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

なお、本審査については、応募者の考え方や具体的な業務遂行能力等を評価及び選定するものであり、実際に実施する業務とは異なる場合があります。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品（著作権を含む。）に関するすべての権利は市に帰属します。
- (4) 契約保証金については、前橋市契約規則第22条第1項第7号の規定により、免除とします。

11 特記事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2) 企画提案は、1事業者につき1点とします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要書（様式3）※団体の場合に限り提出
- (4) 質問票（様式4）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-0022

群馬県前橋市千代田町五丁目1番16号

前橋市文化スポーツ観光部文化国際課アーツ前橋

担当：辻、山田

電話番号：027-230-1144

FAX：027-232-2016

Email：artsmaebashi@city.maebashi.gunma.jp